

保 護 者 の 皆 様 へ

致各位监护人：

【重要】この支援を受けるためには毎年度申請が必要です（令和7年度の対象者も要申請）

【重要】申请此项补助需每年提交申请（令和7年度符合条件的对象也需申请）

令和8年度 第3子以降学校給食費無償化事業のお知らせ

令和8年度 第三胎及以后子女学校供餐费免除计划通知

多子世帯の皆さんへの経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、一定の要件を満たす場合に、市内の小中学校に在籍する第3子以降の子どもの学校給食費を無償とします。

本事業については、申請が必要となります。期限を過ぎると、給食費が無償となる対象月が5月以降となる場合がありますので、期限までの申請をお忘れなくお願いいたします。

为减轻多子女家庭的经济负担，让大家安心养育子女，凡符合一定条件者，其在本市中小学就读的第三个及以后子女的学校供餐费用将予以免除。

本项目需提交申请。若逾期申请，免费供餐的适用月份可能延至5月之后，敬请务必在截止日期前完成申请。

◆対象要件

- ① 生計を同じにする18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）までの子のうち、年齢の高い方から数えて3番目以降の子であること。
※令和8年度は平成20年(2008年)4月2日以降に生まれた子から数えて3番目以降の子が対象
- ② 第3子以降の児童生徒が市立小中学校に在籍し、学校給食の提供を受けていること。
- ③ 生活保護に規定する教育扶助費のうち、学校給食に係る費用を受給していないこと。
- ④ 保護者と同一の世帯の児童生徒に学校給食費の滞納がないこと。

◆適用条件

- ① 与纳税人共同生活的子女中，年龄在18岁以下（指未满18周岁且在达到18周岁后的首个3月31日之前）的子女，且该子女在年龄排序中位列第三名及之后。
※2026年的对象为2008年4月2日之后出生的子女中，第三个及之后出生的子女。
- ② 第三个及以后子女在市立中小学就读，并享受学校供餐服务。
- ③ 未领取生活保护规定中的教育补助费中涉及学校供餐的费用。
- ④ 与监护人同住的儿童及学生无学校供餐费拖欠情况。

(対象となる児童・生徒の例) 符合目标的儿童/学生的例子

	第1子	第2子	第3子	第4子	対象となる子
例①	市立中学生	市立中学生	<input checked="" type="checkbox"/> 市立小学生	<input checked="" type="checkbox"/> 市立小学生	第3子、第4子
例②	高校生	市立中学生	<input checked="" type="checkbox"/> 市立小学生		第3子
例③	大学生	高校生	私立中学生	<input checked="" type="checkbox"/> 市立小学生	第4子
例④	私立中学生	私立中学生	私立中学生	<input checked="" type="checkbox"/> 市立小学生	第4子
例⑤	市立中学生	市立小学生	未就学児		該当なし

◆申請方法

申込フォームより必要事項をご記入の上、お申し込みください。

※申し込みにはアカウント登録が必要です。(登録済の場合はそのまま使用可)

※電子申請が困難な場合は申請書による申請も受け付けます。申請書は
松阪市ホームページよりダウンロードしていただき、各小中学校または
教育委員会事務局給食管理課までご提出ください。

※申請書に記載された子が住民基本台帳で同一世帯にいることが判別できない等の場合、
生計を同じにすることが確認できる書類を提出していただく場合があります。

申込フォーム

申請表格



<https://logoforum.jp/f/WYGTI>

◆申請方法

请在申请表中填写必要事项后提交申请。

※申请需要注册账户。(已注册用户可直接使用)

※如无法进行电子申请，亦接受纸质申请书提交。申请书请从松阪市官方网站下载，并提交至各小学、中学或教育委员会事务局供餐管理科。

※当无法通过居民基本台账确认申请书所载子女与申请人属于同一户主时，可能需要提交能够证明双方共同生活的证明文件。

◆申請期間

令和8年1月9日(金)～1月23日(金)まで

※この期間を過ぎた場合においても申請は可能ですが、交付開始が遅れる場合があります。詳細は、松阪市HPをご覧ください。

◆申请期间

2026年1月9日(星期五)至1月23日(星期五)

※即使超过此期限仍可申请，但发放时间可能会延迟。详情请参阅松阪市官方网站。

◆決定通知について

審査結果は令和8年3月末までに通知します。

◆关于决定通知

审查结果将于2026年3月底前通知。

◆交付決定後に世帯状況が変わった場合

交付決定後に世帯状況が変更になった場合（生計を同じにする子の人数に変更があった場合など）は、速やかに給食管理課（61-1155）まで連絡のうえ、変更届を提出してください。

なお、状況変更から要件に合致しなくなった場合は、交付決定を取り消すことがあります。

◆交付决定后，若家庭状况发生变化时

若在交付决定后家庭状况发生变更（例如共同生活的子女人数发生变化等），请立即联系供餐

管理科（电话：61-1155），并提交变更申报表。

此外，若因情况变更导致不再符合要求时，可能会撤销交付决定。

注)本事業は予算成立前であるため、
今後の審議や状況の変化等により、内容の変更や取り止めとなる場合があります。ご了承ください。

注)由于本项目尚在预算成立之前，
根据后续审议及情况变化等因素，
内容可能发生变更或取消。敬请谅解。

【問い合わせ】

松阪市教育委員会事務局 給食管理課
〒515-0031 松阪市大津町 1768 番地 1
電話 0598-61-1155

【咨询】

松阪市教育委员会事务局 供餐管理科
〒515-0031 松阪市大津町 1768
番地 1
电话 0598-61-1155